

給水装置工事の申請・施工についての注意事項（提出書類）

1. 申請時に必要な書類

- ・ 給水装置工事申込書
厚さ 0.1mm 以上の A3 白色上質紙で、位置図の提出をお願いいたします。
- ・ 道路占用許可申請書（道路を掘削する場合）

2. 休止中の既設メーターを工事用に使用する場合

- ・ 開栓・閉栓受付票

3. 所有者変更する場合

- ・ 給水届
- ・ 所有者変更を証明する書類（土地の登記事項証明書の写しなど）

4. メーター受け取り時に必要な書類

- ・ 給水届
- ・ 量水器保管証書

※加入金の納付が必要です。受け取りから 1 週間以内に取り付けて下さい。

5. 完成時に必要な書類

- ・ 水道給水装置工事完成届
- ・ 竣工図（設計図面の変更がある場合）

※使用者変更する場合

- 給水届
- 開栓・閉栓受付票 2 枚（工事用の閉栓、引渡し後の開栓）

6. 申請の際の注意事項

- ・ 給水届の裏面には位置図を貼付すること。
- ・ 既存の自家用水等の配管を利用して水道を使用する場合には、既設管使用承認願を提出すること。
- ・ 水栓数が口径に対して標準栓数を超える場合には、水道課と協議の上、誓約書を提出すること。
- ・ 道路を掘削する場合には、道路占用許可申請書を 3 部提出すること。
 - 国県道の場合には、書類の提出後、栃木土木事務所との事前協議に同席すること。
 - 分水工事の 1 週間前までに水道課に連絡すること。
 - 警察署の許可を受けた後、許可条件・指示事項を厳守して施工すること。
- ・ 工事完成後は速やかに完成届を提出すること。（検査の日程は水道課から連絡します）